

議案第 85 号

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

## 加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、教育時間終了後の幼稚園児の保育及び休業日の園児の保育事業(以下「一時預かり事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (使用施設)

第2条 一時預かり事業を実施する施設は、加西市立幼稚園、幼児園又は認定こども園とする。

2 市長は対象となる児童の数により実施場所を調整することができる。

### (利用料)

第3条 一時預かり事業の利用料は別表のとおりとする。

2 一時預かり事業を利用する園児の保護者は、前項に規定する利用料を、利用した月の翌月末日までに納めなければならない。

### (利用料の免除)

第4条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の利用料を免除することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (加西市立幼稚園等における預かり保育に関する条例の廃止)

2 加西市立幼稚園等における預かり保育に関する条例(平成12年加西市条例第6号)は、廃止する。

#### (適用区分)

3 別表の規定は、施行日以後の利用について適用し、平成27年3月分までの利用については、なお従前の例による。

#### 別表(第3条関係)

区 分	教育時間終了後	長期休業期間中
幼稚園	1人日額 500円	1人日額 900円
幼児園、認定こども園	1人日額 500円	1人日額 1,100円

(審議資料)

子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、幼稚園の預かり保育が一時預かり事業として位置付けられる。名称が変更になったことと合わせて、費用負担の軽減を図るために月額料金制であった料金体系を利用実績に応じて支払う日額料金制に改め、また、夏季休業期間中以外の長期休業期間中も利用できるように、「加西市立幼稚園等における預かり保育に関する条例」を廃止し、新たに条例を制定するもの。

【概要】

- ・料金（おやつ代含む。）

[現行]

区分	月額(1人当)	夏季休業期間中(1人当)
幼稚園、幼児園	9,500円	7月 6,500円
		8月 17,500円

[改正案]

区分	日額(1人当)	長期休業期間中(1人当)
幼稚園	500円	日額 900円
幼児園、認定こども園	500円	日額 1,100円